

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進		<<の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く	
事業名	子育て短期支援事業	拡充	予算額	2,294 千円	
事業期間	平成7年 ~			<< 1,915 >>千円	
根拠法令要綱等	大村市子育て短期支援事業実施要綱		財源内訳	国庫支出金	741 千円
				県支出金	741 千円
				地方債	0 千円
				その他	0 千円
			一般財源	812 千円	

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

保護者が傷病、災害等の社会的な理由により一時的に家庭における養育が困難となった場合、児童養護施設において児童を一定期間預かる。

【概要】

①ショートステイ：保護者が仕事や家庭の都合で養育困難となった時、原則継続利用7日以内で預かり、生活の場を提供または保育を行う。

②トワイライトステイ：保護者が仕事や通院などのため帰宅が遅くなる時、概ね午後6時から10時まで預かり保育を行う。

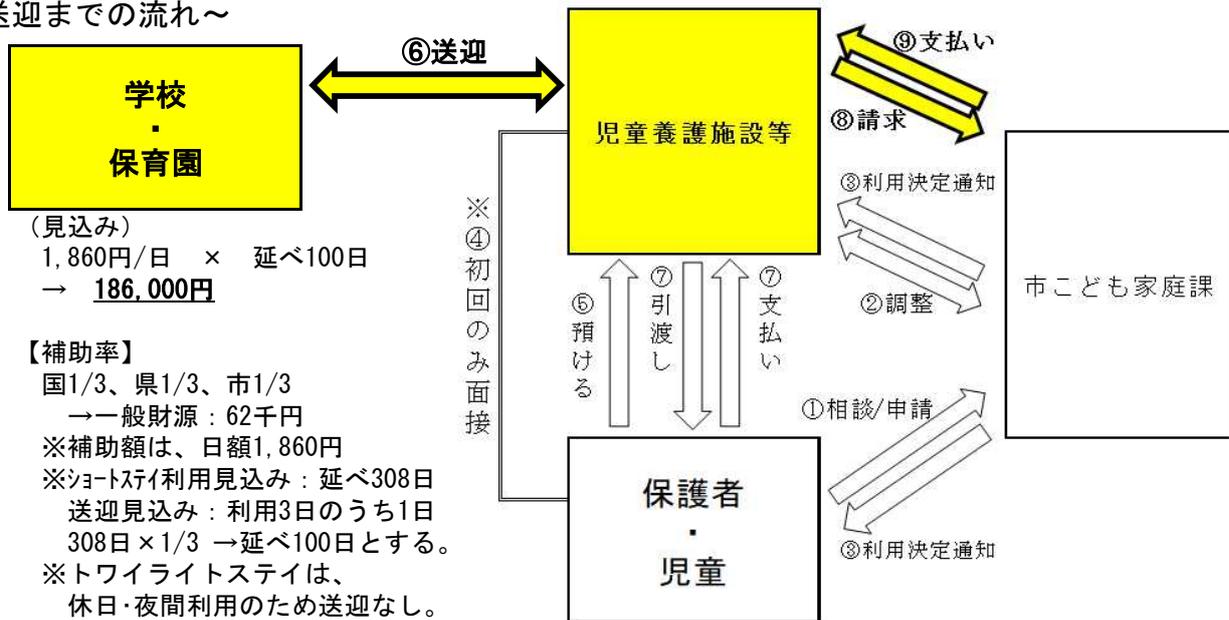
【対象】

・市内在住の18歳未満の児童

【拡充の内容】

令和4年度児童福祉法の一部改正に伴い、国の子育て短期支援事業実施要綱が改正され、施設等を利用する児童の安全や利用者の負担軽減のため、施設等から保育所や学校等の間の職員による送迎の実施に努めること、本事業を利用する児童ができる限り日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うことと明記されたことから、送迎を行った施設への補助を実施する。

～送迎までの流れ～



【背景】

本市では核家族化や共働き世帯・転入世帯の増加により、保護者以外の養育支援者が不在の家庭が多い。そのため、保護者が仕事や入院等で不在となる場合や、育児疲れによる休息目的でのショートステイの需要が増加傾向にある。

現在、委託先の3施設でショートステイを実施しているが、平日学校等がある際の送迎は、①施設の厚意で送迎、②他事業の活用により送迎、③学校を休んでもらう、といった状況で対応にばらつきがある。

国が示す、児童の養育社会環境をできるだけ変更せずに保護者や児童を支援する「家庭養育優先」の方針と、保護者の負担軽減の観点から、送迎に係る補助を実施する。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	石丸 博子
担当者	松本 美穂子	問合せ先	0957-54-9100

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	ショートステイ利用延べ日数	計画値	日	299	308	308	308
②	トワイライトステイ利用延べ日数	計画値	日	269	212	212	212

【成果指標】

指標名		単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	ショートステイ利用延べ日数の計画値に対する利用実績の率	計画値	%	116	100	100	100
②	トワイライトステイ利用延べ日数の計画値に対する利用実績の率	計画値	%	192	100	100	100

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
事業費	2,406	1,947	1,915	2,294	2,294	2,294	13,150
国庫支出金	504	648	637	741	741	741	4,012
県支出金	504	648	637	741	741	741	4,012
地方債							0
その他							0
一般財源	1,398	651	641	812	812	812	5,126
人件費	1,291	1,209	1,534	1,534	1,534	1,534	8,637
職員(人)	0.15人	0.15人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	1.10人
時間外勤務(h)	100h	59h	40h	40h	40h	40h	319h
会計年度任用職員(人)	0.00人						
フルコスト	3,697	3,156	3,449	3,828	3,828	3,828	21,787

妥当性 (市の関与)	保護者が緊急・不慮の事態に陥り、児童を養育・監護することができなくなった場合の受け皿として重要な事業である。
有効性 (施策貢献度)	特に養育の支援者がいない共働き世帯やひとり親世帯にとっては、保育園や学校のない祝休日に子どもを預けることができ、サービスが必要な保護者への貢献度は高い。 また、育児疲れへの休息の手段として、児童虐待防止対策としても貢献度が高い。
効率性 (コスト)	施設側のマンパワーの不足等により、保護者へのニーズに十分対応できない場合があり、改善策を講じる必要があるためコスト削減の余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり